

入札公告

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 11 日

岩手県立岩泉高等学校長 岩 瀨 雅 明

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 岩手県立岩泉高等学校寄宿舎給食調理等業務 |
| (2) 履 行 場 所 | 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 26-2 地内 岩手県立岩泉高等学校寄宿舎 |
| (3) 履 行 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |
| (4) 業 務 概 要 | 調理、盛付、食器具の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備等の清掃
献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収、厨房出入口開錠・施錠 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。なお、(3) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による岩手県内での営業許可を有する者であること。
- (5) 高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去 5 年以内に 1 年以上の契約実績を有していること。
- (6) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有する者を 1 名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (7) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去 2 年間、岩手県内において食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。

- (9) 岩手県県税条例（令和3年条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (10) 岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。

3 競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書等の配布について

本件の入札に参加しようとする者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を添えて学校長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出は別に定める様式によるものとし、その関係書類及び入札説明書を次により配布します。

- (1) 配布期間 令和6年3月11日～令和6年3月19日 土日を除く午前9時から午後4時まで
 - (2) 配布場所 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4 岩手県立岩泉高等学校事務室
- ※岩手県及び岩手県立岩泉高等学校ホームページからダウンロードすることも可能です。

4 申請書等の受付について

- (1) 受付期間 令和6年3月11日～令和6年3月19日 土日を除く午前9時から午後4時まで
- (2) 受付場所 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4 岩手県立岩泉高等学校事務室
- (3) 申請書等の提出部数は1部とします。
- (4) 提出された申請書等は返却しません。

5 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果については、令和6年3月21日午後4時までにFAXにより通知します。

6 現場説明会

なし

7 入札に関する問い合わせ先

下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4 岩手県立岩泉高等学校 事務室 主事 晴山夏希
電話番号 0194-22-2721

8 入札及び開札の場所及び日時等

- (1) 期日 令和6年3月22日（金） 午後2時
- (2) 場所 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4 岩手県立岩泉高等学校会議室

9 入札保証金及び契約保証金に関する事項

岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第96条、第97条、第98条、第99条、第111条、第112条及び第113条の規定による。

10 その他必要な事項

- (1) 本入札は最低制限価格制度を適用する。
- (2) 調達手続の停止 令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務の入札手続について停止の措置を行うことがある。
- (3) 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 予定価格の制限の範囲内での最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 入札行為を代理人に委任する場合には、必ず委任状を提出すること。
- (8) 電信入札、郵便入札は認めない。
- (9) その他詳細は、一般競争入札説明書による。